及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項の項及び同条第七項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項の項、第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項の項及び第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項の項の改正規定、同令第二十五条の十一の二の改正規定、同令第二十五条の十二の二の改正規定、同令第二十五条の十九第三項第二号の改正規定、同令第二十五条の二十五第九項の改正規定、同令第二十六条の改正規定（同条第二十項に係る部分を除く。）、同令第二十六条の二十三第五項の表の改正規定、同令第二十六条の二十六の改正規定、同令第二十六条の二十七の二の改正規定、同令第四十条の四の二第八項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）、同令第四十条の五第三項の改正規定、同条第七項の改正規定並びに同令第四十六条の八の五の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条、第十二条、第二十九条第一項及び第九項、第三十三条並びに第三十七条（国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条第十五号の改正規定に限る。）の規定　令和四年一月一日

五　第一条中租税特別措置法施行令第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の三第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、第五条の六の三第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定、同令第五条の六の四の改正規定、同条を同令第五条の六の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第五条の六の三の二を同令第五条の六の四とする改正規定、同令第五条の七第二項の改正規定（「及び第十条の五の四の二第七項」を「、第十条の五の五第七項及び第十条の五の六第十三項」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の十二の四第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とする改正規定、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定、同令第二十七条の十二の五の改正規定、同条を同令第二十七条の十二の六とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十七条の十二の四の二を同令第二十七条の十二の五とする改正規定、同令第二十七条の十三第二項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同令第三十条第二項に一号を加える改正規定、同令第三十二条の二の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の二十三の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の二十四の二第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、同令第三十九条の四十六第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げる改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項第一号イの改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とする改正規定、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定、同令第三十九条の四十八第二項の改正規定（「又は第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の六の二第七項第十一項」を「第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める部分、同条第三項の改正規定（「又は第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める部分、同項第十二号に係る部分（「第三十九条の四十六第六項各号」を「第三十九条の四十六第七項各号」に改める部分、同号ロ⑴に係る部分及び同号ロ⑵に係る部分に限る。）、同項第十三号に係る部分（「前条第三項」を「第三十九条の四十七第三項」に改める部分に限る。）及び同項に一号を加える部分に限る。）、同令第三十九条の六十九第二項に一号を加える改正規定、同令第三十九条の七十三の改正規定、同令第三十九条の百二十一の二の次に二条を加える改正規定（第三十九条の百二十一第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、同令第三十九条の百二十二第一項の改正規定（「計画（同項の」を削り、「又は認定特別事業再編計画」を「（同項に規定する認定事業再編計画」に改める部分に限る。）　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

六　第一条中租税特別措置法施行令第五条の三第十項第三号の改正規定（「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の四第十八項第三号の改正規定（「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の二十四の二第一項第三号の改正規定、同令第三十九条の三十九第十七項第二号の改正規定（「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の百二十二第一項第三号の改正規定及び同令第四十二条の六第一項の改正規定並びに附則第二十三条、第二十八条及び第三十条第一項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七　第一条中租税特別措置法施行令第二十条の二第十一項の改正規定及び同令第三十八条の十一項の改正規定（同条第十二項に係る部分を除く。）、同令第二十五条の四第二項第二号の改正規定、同令第三十八条の四の改正規定（同条第二十一項に係る部分を除く。）及び同令第四十条の二十四の改正規定　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行令第二十二条の三の改正規定、同令第二十二条の六の改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十七条の三の二の改正規定、同令第三十九条の二の改正規定、同令第三十九条の三の改正規定、同令第三十九条の三十七第一項の改正規定、同令第三十九条の百一の改正規定、同令第四十二条の三第三項第一号の改正規定及び同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行令第二十六条第二十項の改正規定　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の二十二の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の二十三の改正規定及び同令第三十九条の百二十一の二の次に二条を加える改正規定（第三十九条の百二十一の三に係る部分に限る。）　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中租税特別措置法施行令第四十二条の六第二項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第三十条第二項の規定　海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（障害者等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条の四第三項において準用する所得税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百十三号）による改正後の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号。以下この条において「新所得税法施行令」という。）第四十一条の二第五項（新令第二条の四第三項において準用する新所得税法施行令第四十七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出を受ける新令第二条の四第三項において準用する新所得税法施行令第四十一条の二第五項の申請書及び施行日以後に提供を受ける新令第二条の四第三項において準用する新所得税法施行令第四十一条の二第五項の申請書に記載すべき事項について適用し、施行日前に提出を受けた第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第二